

e-Tax確定申告要領

e-Taxから白色申告をしたので備忘録を残す。
Windowsで「Google Chrome」ブラウザで行った。事前準備セットアップは済ませておく。

記入要領

「e-Taxホームページ」にアクセス。

「個人の方」を選択。

個人の方

法人の方

電子納税

お知らせ

利用可能時間

各ソフト・コーナー

e-Taxの運転状況・利用可能時間

e-Taxの運転状況・利用可能時間	
月曜日～金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終 土曜日及び翌日の日曜日	8時30分～24時
休祝日、12月29日～1月3日	休止

確定申告書等の作成はこちらから！

新型コロナウイルス感染症関連情報

国税庁ホームページ

特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

重要なお知らせ

令和2年分

「確定申告書等の作成はこちらから」を押す。



[サイトマップ](#)
[よくあるご質問](#)
[お問い合わせ](#)

文字サイズ

標準

大

[個人の方](#)
[法人の方](#)
[電子納税](#)
[お知らせ](#)
[利用可能時間](#)
[各ソフト・コーナー](#)

[ホーム](#) > [個人でご利用の方](#)

本文へ

個人でご利用の方

[確定申告を行う](#)
[その他の手続](#)

確定申告を行う



所得税・消費税・贈与税の確定申告を行う場合は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

画面の案内に従って入力することにより、アカウント（利用者識別番号）の取得、申告書の作成・送信までe-Taxによる手続が完了できます。

確定申告書等の作成はこちら

*** ご注意**
申告の内容によっては、確定申告書等作成コーナーをご利用いただけない場合があります。

「ご利用になれない方」はこちら

確定申告書等作成コーナー

不動産所得がある場合は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」から行う。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

中 ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

作成コーナートップ

お知らせ

2021/01/04 令和2年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました

2021/01/04 所得税及び所得割の確定申告の手引き（確定申告書等作成コーナー）をアップデートしました

2021/01/04 65万円の青色申告特別控除の適用について（ご注意）

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

保存データを利用して作成 >

• 新稿に申告書や決算書・収支内訳書を作成

• 途中で保存したデータ（拡張子が「.data」）を読み込んで、作成を再開

• 過去の申告書データを利用して作成

ご利用ガイド

作成の

ご利用に

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxの受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。ご利用にはマイナンバーカードとICカードリーダーが必要で（納税手続きなどの一部機能を除きます。）。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が「.txt」）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

「作成開始」の“e-Taxで提出・マイナンバーカード方式”から行う。
 保存したデータがある場合は「保存データを…」から作業する。又、前年のデータがある場合もここから作業すると、かなり入力が省ける。

- マイナンバーの電子証明書を更新した場合は、1～2日後から作業できる。（マイナンバーが交付されてすぐに作成した場合は2020年あたりに更新）
- 医療費控除用のExcelファイルは、右の「医療費集計フォーム」から入手し、入力しておく。

【確定申告書作成コーナー】税務署への提出方法の選択 - Google Chrome
keisan.nta.go.jp/kyoumu/top_web06.html

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

1 マイナポータルから経路証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。
利用にあたっての準備作業については以下のリンクからご確認ください。
[マイナポータルの準備作業について](#)

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出 マイナンバーカード方式



- マイナンバーカード及びICカードリーダライタを利用してe-Taxができます。
- ICカードリーダライタの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォンもご利用できます。
- [マイナンバーカード対応のスマートフォンの利用方法はここから](#)

e-Taxで提出 ID・パスワード方式



- 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用してe-Taxができます。
- 発行された通知は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- マイナンバーカード及びICカードリーダライタは不要です。

印刷して提出



- 作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

【確定申告書作成コーナー】申告書の作成をはじめの前に - Google Chrome

keisan.nta.go.jp/r2/syotoku/ta_55_M720.jsp#bbctrl

国税庁 令和2年分 所得税 **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

申告書の作成をはじめの前に

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

申告される方の生年月日

年 月 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

☒ e-Taxにより税務署に提出する。

☐ 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？	☒ はい ☐ いいえ
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を 含む。）を受けて行う申告のことです。	☐ はい ☒ いいえ
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ 予定納税についてはこちら	☒ はい ☐ いいえ

前に戻る 次へ進む

収支内訳書の作成

不動産所得がある場合は白色申告となり、まずは収支内訳書を作成する。（先に作らなくても下の手順から出来るのでそちらでOK）



https://www.keisan.nta.go.jp/ - 【決算書・収支内訳書作成コーナー】- 収支内訳書の種類選択 - 【e-Tax】国税電子申告・納税システム(イータックス)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年年 決算書・収支内訳書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

作成開始 提出方法等選択 種類選択 所得金額の確認 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

収支内訳書の種類選択

所得の種類に応じてそれぞれの種類の作成画面でデータを入力してください。

【ご注意】
2つ以上の収支内訳書を作成する場合は、専従者控除額が正しく計算されない場合があります。

収支内訳書(一般用)「営業等所得がある方はこちら」

※ または、雑所得について収支内訳書を作成する方はこちら

入力する

収支内訳書(農業所得用)「農業所得がある方はこちら」

入力する

収支内訳書(不動産所得用)「不動産所得がある方はこちら」

入力する

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

全データクリア 入力データの一時保存(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 監理機構

Copyright©2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

上の収支内訳書の [入力する] から作成し、終わったら引き続きそのまま「申告書等作成」に入る。

又は下記手順

確定申告書作成コーナー

作成する申告書等の選択

事前確認

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成

所得税	決算書・収支内訳書	消費税	贈与税
所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除など）。	事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。	個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。	贈与の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

過去の年分の申告書等の作成

トップ画面へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 運営環境

Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

【確定申告書作成コーナー】収入金額・所得金額の入力 - Google Chrome

keisan.nta.go.jp/r2/syotoku/TaMapSelect?p_sand=ta_mainB1.jsp#bbctrl

給与所得	入力する			
雑所得	入力する			
公的年金等	入力する			
業務	入力する			
その他				
総合課税所得	入力する			
一時所得	入力する			
合計	※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。			

分離課税の所得 (単位:円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得等	入力する		
上場株式等に係る配当所得等	入力する		
先物取引に係る雑所得等	入力する		
退職所得	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る

入力終了(次へ)>

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 掲載履歴

Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」から入る。

収入得金額・所得金額入力

不動産所得

上記説明した、収支内訳書から入力。

給与所得

会社から貰った源泉徴収書を準備し、給与所得の「入力する」から金額を転記する。

https://www.keisan.nta.go.jp/7p_send=ta_main81.jsp - 【確定申告書作成コーナー】-収入金額・所得金額の入力 - 【e-Tax】国税電子申告・納税システム(イータックス)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

入力方法選択

申告書の作成をはじめめる前に

収入金額・所得金額入力

所得控除入力

税額控除・その他の項目の入力

計算結果確認

住民税等入力

住所・氏名等入力

マイナンバーカード

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
ををクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業)	入力する		
不動産所得	訂正・内容確認		
利子所得	入力する		
配当所得	入力する		
給与所得	訂正・内容確認		
雑所得	公的年金等 入力する		
	その他 入力する		
総合課税所得	入力する		
一時所得	入力する		
合計			

※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。

分離課税の所得 (単位: 円)

雑所得

アフィリエイトや原稿料などの収入は、雑所得（業務・その他）の「入力する」から金額を入力する。

【確定申告作成コーナー】収入金額・所得金額の入力 - Google Chrome

keisan.nta.go.jp/r2/syotoku/ta_main81.jsp#bbscr1

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和 2 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

入力方法選択

申告書の作成をはじめめる前に

収入金額・所得金額入力

所得控除入力

税額控除・その他の項目の入力

計算結果確認

住民税等入力

住所・氏名等入力

マイナンバーカード

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の欄内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
ををクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類		入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得（営業・農業）		入力する			
不動産所得		入力する			
利子所得		入力する			
配当所得		入力する			
給与所得		入力する			
雑所得	公的年金等	入力する			
	業務	入力する			
	その他				
総合課税所得		入力する			
一時所得		入力する			
合計					

※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、
繰越損失控除後の金額が表示されています。

確定申告作成コーナー 雑（その他）所得の入力

雑（その他）所得の入力

入力例はこちら

曜日（全角5文字以内）
その他
広告収入

業務に該当しますか
詳細はこちら
はい いいえ

収入金額
円

必要経費
円

源泉徴収税額
円
☐ 未納付の源泉徴収税額

所得の生ずる場所（全角28文字以内）（ビル名等省略可）
東京都港区六本木6-10-1

報酬などの支払者の氏名・名称（全角28文字以内）
グーグル株式会社

確定申告作成コーナー 雑（その他）所得の入力

雑（その他）所得の入力

入力例はこちら

曜日
専務科

業務に該当しますか
詳細はこちら
はい いいえ

収入金額
円

必要経費
円

源泉徴収税額
円
☐ 未納付の源泉徴収税額

所得の生ずる場所（全角28文字以内）（ビル名等省略可）
東京都文京区千石4-29-14

報酬などの支払者の氏名・名称（全角28文字以内）
CQ出版株式会社

所得控除入力

医療費控除

医療費控除の「入力する」から、事前に入力しておいたExcelファイルを読み込ませる。

https://www.keisan.nta.go.jp/?p_send=ta_main82.jsp - 【確定申告書作成コーナー】- 所得控除の入力 - 【e-Tax】国税電子申告・納税システム(イ・タックス)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

入力方法選択

申告書の作成をはじめる前に

収入金額・所得金額入力

所得控除入力

税額控除・その他の項目の入力

計算結果確認

住民税等入力

住所・氏名等入力

マイナンバーカード

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。

確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除 (単位：円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		?
医療費控除 ?	訂正・内容確認	✓	?
社会保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	?
地震保険料控除 ?	入力する		?
寄附金控除 ?	入力する		?
寡婦・寡夫控除 ?	入力する		?
勤労学生控除 ?	入力する		?
障害者控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?			

寄付金控除

寄付金控除の「入力する」から、ふるさと納税で寄付した金額を入力する。

租税控除・その他の項目の入力

税務署から「予定納税額通知書」での、納税済みの金額を入力する。

確定申告書の送信

申告書を印刷して確認後、よければ送信する。この時にマイナンバーカードが必要で、電子証明書のパスワード（英数字）と、マイナンバーの暗証番号（数字4桁）の入力する。

還付がある場合

振込先の銀行情報を入力する。後日、振り込まれる。

納税が必要な場合

e-Taxサイトのメールボックスに、振込要領が通知されているので、それに従って入金する。特に請求があるわけではなく、期限(3/15)までに自主的に納税して確定申告が完了となる。
オンラインバンキングの、Pay-easyを使って銀行口座から入金した。（手数料無料）



補足

- 生命保険などの解約での収入は、「一時所得」で入力する。

関連記事

- [e-Taxで確定申告（白色申告）する](#)

From:

<https://www.yokoweb.net/dokuwiki/> - 新石器Wiki

Permanent link:

https://www.yokoweb.net/dokuwiki/notebook/e-tax/e-tax_fill-in?rev=1643583558

Last update: 2022/01/31 07:59

